

平成十九年二月六日受領
答弁第一四号

内閣衆質一六六第一四号

平成十九年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五四年の琉米修好条約に関する質問に対する答弁書

一について

昭和九年に当時の外務省條約局が編集した「舊條約彙纂第三卷（朝鮮・琉球）」に、御指摘の「条約」と称するものについて、別添の「和譯文」が掲載されていると承知している。

二について

国際約束とは、条約等国際法上の主体の間において締結され、国際法によって規律される国際的な合意をいう。

三について

御指摘の認識は、日本国が御指摘の「条約」と称するものの当事者ではないということ述べたものである。

亞米利加合衆國琉球 王國政府トノ定約

千八百五十四年七月十一日(安政元年
甲寅六月十七日) 那霸ニ於テ調印(漢、
英文)

(譯文)
以來何時タリ合衆國人民琉球へ至ル節
ハ丁寧懇切ヲ以テ取扱フヘシ右人民ヨリ
請フモノハ何品タリ合衆國產ノ分ハ官員又
ハ平民ヨリ賣渡スヘシ且ツ長官ヨリ禁法
ヲ設ケ琉人ヨリ物品賣渡ヲ妨ク可カラズ
而シテ兩國ノ人民力買ント欲スル物ハ何物
タリ合衆國價ヲ以テ賣買スヘシ

何時タリ合衆國船琉球何レノ港ニテモ
入港ノ節ハ至當ノ價ヲ以テ薪水ヲ供スヘシ
然レモ他ノ物品ヲ得ント欲セハ「ナバ」
ニ於テノミ買ヲ得ヘシ

若シ合衆國船大琉球若シクハ琉球王國政
府管轄島ニ於テ破船セハ人命且所持ノ物
ヲ救フシ爲メ地方官ヨリ人ヲ送り出シテ
救ヒ得タル諸物ヲ取り運シカ爲メ其國船
至ル迄ハ陸ニ持テ運ヒ得ヘキ物ヲ守護ス
ヘシ此禍難ノ人ヲ救フタル入費ハ其本國
ヨリ償返スヘシ

合衆國船中ノ人上陸ノ節ハ附添人或ハ所
業監察ハ官員ナクシテ隨意ノ所へ徘徊自
由タルヘシ然レモ強テ人家へ踏ミ入り女
ニ戯レ人民ヲシテ無理ニ物品ヲ賣シメ其
他不法ノ舉動イタサバ地方官ニテ召捕フ
ヘシ最モ兇暴ノ取扱アル可カラス而シテ刑
罰ニ付テハ其船主へ報知スヘシ

合衆國人民ノ墓所ハ「ツマイ」ニアリ其墓
并ニ墓石ヲ妨ク可カラズ

琉球政府ヨリ熟練シ水先案内者ヲ定メ此
島沖へ船ノ見ヘルヲ窺ハシメ其船「ナバ」

へ入り來ルヲ見ハ無難ノ碇泊場へ導カン
タメ好キ扁舟ニテ岩礁ノ外へ乗出スヘシ
此驅役ノ爲船主ヨリ水先案内者へ五弗ヲ
拂フヘシ港ヨリ岩礁外へ出ルモ亦同様ナ
リ

何時タリ合衆國船「ナバ」へ碇泊ノ節ハ地方官
ヨリ一千「カツチ」毎ニ銅錢三千六百ノ
割ヲ以テ薪水ヲ供シ水ハ一千「カツチ」
則チ充滿ノ桶六箇各桶米 四十三ノ
國三十一「カルロン」ヲ含ム毎ニ銅錢六百
割ヲ以テスヘシ

合衆國ヨリハ東印度支那及ヒ日本海
合衆國海軍大都會日本へ水司提督官「マ
チニ」シペル「リ」氏出會シ琉球政府ヨ
リハ事務監督「アン」シ「ヨ」フ「フィン」氏
并「シユイ」ニ在ル琉球官庫掛リ「バトリ
ヨシ」氏出會シテ英語及ヒ支那語ヲ以之
ヲ記ス右ノ寫ハ一千八百五十四年第七月
十一日則ヒ「ン」フ「ン」グ世ノ第四年第六月
十七日「ナバ」ノ公務所ニ於テ取換置ク者
ナリ

エム、シ、ハ、ペル、リ